

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

| | 所管課名 | 医師・看護人材 確保対策課 | 整理番号 | 1-8 |
|-----------------------------|--|------------------|------|-----|
| 許認可等の種類 | 准看護師養成所の指定 | | | |
| 根拠法令条例 等・条項 | 保健師助産師看護師法第22条第2号 | | | |
| 許認可等の概要 | 准看護師養成所の指定 | | | |
| 審査基準 (未設定の場合 はその理由) | <p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) (参考)</p> <p>保健師助産師看護師法施行令 第十八条 都道府県知事は、法第二十二條第二号に規定する准看護師養成所(以下「准看護師養成所」という。)の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。</p> <p>保健師助産師看護師学校養成所指定規則 第八条 令第十三条第一項(令第二十条において準用する場合及び令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項(課程、修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。)、同項第八号に掲げる事項又は実習施設とする。</p> <p>2 令第十三条第二項(令第二十条において準用する場合及び令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項(課程、修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。)とする。</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | | | | |
| 標準処理期間 (未設定の場合 はその理由) | 未設定 事案により調査に要する日数が特定できないため | | | |
| 期間の制定根拠 | | | | |